

茅ヶ崎市監査委員告示第2号

監査の結果に基づき講じた措置について、別添のとおり教育長から通知がありましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により公表します。

令和7年1月14日

|          |       |
|----------|-------|
| 茅ヶ崎市監査委員 | 成田 博隆 |
| 同        | 鈴木 善治 |
| 同        | 伊藤 素明 |

6茅教総第116号  
令和6年12月9日

茅ヶ崎市監査委員 森 誠一 様  
同 成田 博隆 様  
同 伊藤 素明 様

茅ヶ崎市教育委員会  
教育長 竹内 清



定期監査の結果に基づき講じた措置状況について（通知）

このことについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、令和6年11月28日付けで通知のあった定期監査の結果について、別紙のとおり措置を講じたので通知します。

事務担当  
教育総務課総務担当  
内線 3311



| 監 査 の 結 果<br>(措置を講じるよう求めた指摘事項)  | 措 置 状 況 等  |
|---|--|
| <p>&lt;学校司書会計年度任用職員&gt;<br/>学校司書会計年度任用職員について、茅ヶ崎市職員の勤務時間、休暇等に関する条例、茅ヶ崎市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則及び勤務条件確認書と異なる運用をしていました。また、その結果、費用弁償について過払いがありました。</p> | <p>教育総務課では、市内小中学校32校の学校図書館に配置する学校司書会計年度任用職員の採用、報酬、費用弁償等の事務を行っております。</p> <p>指摘事項につきまして、学校司書会計年度任用職員は、時間外勤務は無しとして任用しているところですが、学校の事情により時間外勤務が発生してしまつたため、当該時間外勤務の時間を他の日に充て、実際は勤務することがありませんでした。その結果、費用弁償について過払いが発生したものです。</p> <p>今後の対応としましては、教育総務課において、学校司書会計年度任用職員の所属長である校長を対象に、学校司書会計年度任用職員の働き方について説明するとともに、各学校司書会計年度任用職員にも条例、規則等の研修を実施するなど、出退勤や休憩時間などの勤務条件について、具体的な説明をする機会を設け、是正してまいります。</p> <p>なお、過払いのあった費用弁償については返還していただきます。</p> |

6茅教指第246号  
令和6年12月6日

茅ヶ崎市監査委員  
森 誠一 様  
成田 博隆 様  
伊藤 素明 様

茅ヶ崎市教育委員会  
教育長 竹内 清



地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項に基づく措置に関する  
対応について(通知)

令和6年度11月28日付け6茅監第55号-3で報告のありました標記の件  
につきまして別紙のとおり通知します。

事務担当 学校教育指導課 塩川  
内線 3332



(別紙)

| 監査の結果<br>(措置を講じるよう求めた指摘事項)  | 措置状況等   |
|---|---|
| <p>&lt;会計年度任用職員の報酬及び費用弁償&gt;<br/>会計年度任用職員の報酬及び費用弁償について、計算誤りによる過少払いがありました。</p> | <p>小学校に勤務している会計年度任用職員(ふれあい補助員)の令和5年12月分の報酬及び費用弁償(通勤費)について、当初の申請時は勤務日数は10日でしたが、その後11日に訂正されて申請がありました。しかし、その訂正が支払いに反映されなかったため、過少払いとなってしまいました。</p> <p>本件の措置といたしましては、当該会計年度任用職員の今年度12月分の支払額に、未払い分を上乗せして支払うこととしました。</p> <p>今後の対応といたしましては、勤務日数等の修正があった場合は、学校及び担当間での情報共有をしっかりと図り、遺漏なく支払いシステムに反映させ、当月分の支払額を修正し、支払うようにいたします。</p> <p>また、年度当初の各学校への事務の説明をする際にも、修正等があった場合は各学校でも把握し、速やかに報告をしていただくよう周知し、再発防止に努めます。</p> |